令和5年5月8日(月曜)以降の施設利用の際の新方針

新型コロナウィルスの感染症法上の位置づけが、5月8日から季節性インフルエンザなどと同じ【5類】に移行される事に伴い、【小樽市民会館】【小樽市公会堂】【小樽市民センター】三館のご利用に際しましては、以下の方針を新たに定めます。

●運用開始 令和5年5月8日(月曜)~

●利用人数について

ホール及び集会室・会議室の半数制限は解除されます。 各室の基本定員までのご利用が可能となります。 ※半数制限のため、複数室をお申し込みのご利用者が 何室かをキャンセルされる場合、キャンセル料等はか かりません。

- ●参加者の連絡先把握について 参加者名簿等の提出は必要ございません。
- ●マスク・体温測定・手指消毒について

マスクの着用に関しましては、基本的に<u>個人の判断に</u> <u>委ねられる</u>事となっておりますが、感染対策上の観点から、<u>【マスク着用】【体温測定】【手指消毒】等は推奨</u> されておりますので、支障のないご利用者様には引き続きご協力をお願いいたします。

※詳しくは、各事務室までお問い合わせください。